

事業事前評価表

国際協力機構 地球環境部 環境管理グループ

1. 案件名

国名： パレスチナ自治政府

案件名： 和名 廃棄物管理能力向上プロジェクト フェーズ2

英名 Technical Assistance in Solid Waste Management

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における廃棄物管理セクター／パレスチナ西岸地域の現状と課題

パレスチナ自治区のヨルダン川西岸地域では毎月約 79 千トン、住民一人あたり一日 0.6 kg の廃棄物が発生している。ヨルダン川西岸地域における廃棄物管理は地方自治体 (Local Government Unit; LGU) で構成される 11 の県 (Governorate) 単位の「広域行政カウンスル (以下、JSC)」が収集運搬サービスを各々実施し、ジェニン (供用中)、ヘブロン (今春より供用開始)、ラマラ (未完) の 3 つの拠点衛生埋立処分場に最終埋立処分をする広域処分の枠組みを形成している。そして、パレスチナ自治政府の地方自治庁 (Ministry of Local Government 以下 MoLG) JSC 局が、各 JSC の収集運搬事業及び 3 つの拠点衛生埋立処分場を支援・監督・調整するという体制の下で実施されている。しかしながら、MoLG の行政・監理能力は不十分であり、また JSC の事業実施能力には大きな差があり、廃棄物収集運搬サービスが西岸地区において不均等な状況となっている。また、3 つの拠点衛生埋立処分場による広域処分計画も、適切な実施に向けては課題が多い。そのため、廃棄物の未収集やオープンダンピング (不法な廃棄物投棄) が発生し、公衆衛生や周辺環境に大きな影響を与えている。

JICA は技術協力プロジェクト「ジェリコ及びヨルダン渓谷における廃棄物管理能力向上プロジェクト」(2005 年～2010 年) でジェリコ・ヨルダン渓谷 JSC を対象に、JSC の組織化を支援、あわせて JSC による廃棄物収集運搬モデルの確立支援を行った。また、無償資金協力「パレスチナ西岸地域廃棄物管理能力向上プロジェクト」では、行政実施能力が比較的高い 5JSC (ジェニン、ヘブロン、ジェリコ、サルフィート、トゥルカレム) に対して、無償資金協力による車両、コンテナなどの機材供与支援を実施中である。

西岸地域内の JSC 間には、行政サービスの実施体制や実施能力に差があり、廃棄物管理を円滑に実施できる自治体がある一方、技術力・財政力・組織力の面で実施困難な自治体が存在する等、力が弱い自治体の能力強化が課題として残されている。

こうした状況を背景に、MoLG は、実施能力に課題を抱えている 4 地域の 5JSC (ナブルス、カルキリヤ、トゥバス、ならびに組織化の手続き中のエルサレム北西&北、エルサレム北東&南東) の、能力向上及び西岸地域全体の廃棄物管理改善に向けた技術協力を日本政府に要請した。

(2) 当該国における廃棄物管理セクター／パレスチナ西岸地域の開発政策と本事業の位置づけ

自治政府は 2009 年に発表した「第 13 次パレスチナ自治政府内閣綱領」において「廃棄物収集・廃棄に関する政策とプログラム」を掲げ、「廃棄物管理国家戦略（2010-2014）」を制定し、廃棄物管理を開発計画における優先課題とし、広域収集・最終処分体制の整備、3R（廃棄物の発生抑制（リデュース Reduce）、再使用（リユース Reuse）、再生利用（リサイクル Recycle））の導入等の推進を目指しており、本事業は当該国家戦略の推進に資するものと位置付けられる。

(3) 廃棄物管理セクター／パレスチナ西岸地域に対する我が国及び JICA の援助方針と実績
廃棄物管理は、2010 年 7 月に我が国が自治政府と合意した支援の重点 7 分野の一つである地方自治分野に位置付けられている。

我が国もこれまで、無償資金協力「ごみ処理機材整備計画」（1999 年）、技術協力プロジェクト「ジェリコ及びヨルダン渓谷における廃棄物管理能力向上プロジェクト」（2005 年～2010 年）、無償資金協力「西岸地域廃棄物管理能力向上計画」（2012 年～実施中）等のプロジェクトを通じ、パレスチナの廃棄物セクターをハード・ソフトの両面から支援をしてきている。現在まで支援を実施した JSC では一定のサービスが運営されている。

(4) 他の援助機関の対応

世界銀行によるジェニン、ヘブロン最終処分場建設、2012 年 5 月には EU が西岸地域の各 JSC に対して廃棄物収集機材等の支援を行っている。その他、ドイツ国際協力公社（GIZ）支援による廃棄物国家戦略の策定の実績があり、本プロジェクトでは当該国家戦略の改訂を支援する。また、KfW の資金協力によるラマツラ最終処分場建設の予定がある。

3. 事業概要

(1) 事業目的（協力プログラムにおける位置づけを含む）

本事業は、パレスチナ西岸地域において廃棄物管理に係る MoLG の JSC に対する指導、支援、調整する能力、ならびに基準、規則、指針、国家政策、計画を策定する能力を向上させることにより、JSC による持続可能な廃棄物管理システムがパレスチナ全体に等しく構築されることを図り、もって廃棄物管理サービスの持続的なパレスチナ全土への提供に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

パレスチナ西岸地域全土ならびに 4 地域（トゥバス、カルキリヤ、ナブルス、エルサレム¹）にある 5JSC

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：地方自治省 JSC 局の行政官、技術者、4 地域トゥバス、カルキリヤ、ナブルス、エルサレムの JSC 職員（マネージャー、技術者）

¹ エルサレム地域は 2 つの廃棄物管理事業のための JSC 「北東・南東 JSC」 および 「北西・北 JSC」 が結成される予定。

間接受益者：4地域の住民（裨益人口は約92万人）

(4) 事業スケジュール（協力期間）

2014年10月～2017年9月（計36ヶ月）を予定

(5) 総事業費（日本側）

400百万円

(6) 相手国側実施機関 地方自治庁 JSC 局

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（計75M/M程度を想定）

・短期専門家（チーフアドバイザー/廃棄物管理政策・計画、廃棄物管理 JSC の組織・制度構築、環境監査、ごみ減量化（コンポスト）、研修コースマネジメント、建設廃棄物管理）

・長期専門家（業務調整）

② 研修：現地研修、本邦研修、 ③パイロットプロジェクト経費、④供与機材（プロジェクトカー、パイロットプロジェクト用ホームコンポスト機材等）、⑤現地活動費

2) パレスチナ側

①カウンターパートの配置、②プロジェクトオフィスと関連設備、③カウンターパートの現地活動費（人件費、旅費等）

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

①カテゴリ分類（A, B, C を記載） C

②カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため

(9) 関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

2. (3) に記載の通り

2) 他ドナー等の援助活動

2. (4) に記載の通り

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標と指標：

上位目標：環境と社会に配慮した廃棄物管理サービスが持続的にパレスチナ全土に提供される。

指標：①平均収集率が2017年にXX%から2020年にXX%まで上昇する。②安全に閉鎖されたダンプサイトの数が増加する。③2017年以降、環

境汚染事故（埋立地火災、浸出水漏出、埋め立て区画の崩落）の発生数0が維持される。④財政黒字の JSC の数が 2017 年に XX から 2020 年に XX まで増加する。

2) プロジェクト目標と指標：

プロジェクト目標：MoLG により十分に整備された政策、計画、制度、支援、調整の下、JSC による持続可能な廃棄物管理システムが、パレスチナ西岸地区全体に等しく構築される。指標：①JSC に結集しそのサービスを楽しむ LGU の数が 2014 年に XX から 2017 年に XX に増加する。②西岸地区のすべての JSC が廃棄物運搬サービスを各々の廃棄物管理計画に基づき実施できるようになる。③国家廃棄物管理戦略がパレスチナ自治政府により改訂され承認される。④全国 JSC の廃棄物管理に係る年次モニタリング報告書が MoLG により作成される。⑤全国 JSC 長連携委員会（GEDJSC）が年に少なくとも 4 回開催される。

3) 成果

①MoLG の JSC に対する廃棄物管理分野の指導、支援、調整能力が、対象 5JSC との活動を通じて強化される。②MoLG の廃棄物管理に係る基準、規則、指針を策定する能力が向上する。③MoLG の廃棄物管理に係る国家政策・計画を策定する能力が強化される。④MoLG の組織マネジメント能力が強化される。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・ 地方自治体が廃棄物管理を行う原則が変化しない。
- ・ パレスチナの治安状況が著しく変化しない。
- ・ エルサレムの 2 JSC が正式に設立される。

(2) 外部条件

- ・ イスラエルによる収集運搬への大きな妨害が頻発しない。
- ・ ヘブロン処分場運営に対する大きな妨害が頻発しない。
- ・ パレスチナの政治・経済状況の著しい悪化がない

6. 評価結果

本事業は、パレスチナの開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) 類似案件の評価結果

「ジェリコ及びヨルダン渓谷における廃棄物管理能力向上プロジェクト」の教訓では、ジェリコ JSC が発足して間もなく、脆弱な組織体制であったが、適切な財務・会計システムの開発した結

果、活動を実施する上での財政基盤の確保に有効に働いた。また、プロジェクト期間中に 200 回を超える住民集会を開催した結果、住民の廃棄物管理サービスと JSC の活動の重要性に対する理解の醸成につながった。

(2) 本事業への教訓

エルサレム地域の 2JSC は廃棄物管理事業の事業体として再編準備中であることから、盤石な組織体制づくりを目指し、プロジェクト初期の段階で廃棄物管理組織・制度構築の専門家の投入と組織化（スタッフ雇用、内規の制定等）の支援の活動を組み込んだ。また支援対象とする 5JSC は財政面、住民の廃棄物事業に対する理解醸成に課題を有しているため、研修科目には、廃棄物管理計画における財務・会計および住民啓発の手法を含め、研修後も各 JSC の計画づくりを支援する計画とした。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1) のとおり。各指標のベースライン値はプロジェクト開始後に収集する。

(2) 今後の評価計画

事業終了 3 年後 事後評価